

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和元年度 川西市民生委員推せん会 (第1回)		
事務局 (担当課)	福祉部 地域福祉課		
開催日時	令和元年5月13日(月)		
開催場所	川西市役所 B01 会議室		
出席者	委員	平岡委員 津田委員 松尾委員 細見委員 安田委員(委員長) 篠木委員 木下委員 熊田委員 山元委員	
	その他	欠席 鐘堂委員	
	事務局	福祉部副部長 山本 地域福祉課長 上西 課長補佐 曾我 主査 井上	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴の不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 (1) 兵庫県の選任の基本方針について (2) ①市の選任の基本方針について ②推せん準備会について (3) 今後のスケジュールについて 3 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

会 議 経 過

事務局
説明

○ 委員総数 10 名 9 名参加で本会成立の説明

○ 会議傍聴可、議事録記載の為録音許可

○ 委員自己紹介、事務局紹介

○ 安田委員長議事進行

2. (1) 【兵庫県の選任基本方針について事務局説明】

〈民生委員・児童委員の適任者〉

- ・ 社会奉仕の精神に富み、人格識見とも高く、地域の事情を把握し、地域住民が気軽にに行ける方
- ・ 過疎化や都市化が著しいなど、地域の特別な事情がある場合は、地域外の居住者も選任可。
- ・ 社会福祉の活動に理解と熱意があり、自己研鑽に努められる方。
- ・ 児童及び妊産婦、保健その他福祉の仕事に関心を持ち、児童の心理を理解し、児童に接し指導でき、児童等からも親しみを持たれる方
- ・ 個人の人格を尊重し、差別的な取り扱いをすることなく、守秘義務厳守、家族の理解と協力を得られ、健康であり、職業をも持っている場合は、勤務先の同意が得られ、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる方
- ・ 3年前の一斉改選時より、年齢要件が緩和。新任、再任とも75才未満の者を選任するように努めることとされた。但し、若年層の候補者の発掘に努める

〈新・再任にあたっての留意事項〉

- ・ 市町議会の議員選挙権を有し、成年に達した方か否か
- ・ 地方公共団体の議会の議員であるかないか
- ・ 職務を政治活動に利用する恐れがないか
- ・ 民生委員法第11条の解嘱事由の有無
- ・ 勤務先の同意の有無
- ・ 福祉活動、活動の時間的余裕、生活、健康状態、責任感に関する状況
- ・ 地域の実情把握の状態に関する状況
- ・ 家族の理解と協力に関する状況

〈民生委員・児童委員の年齢要件〉

- ・新・再任とも75才未満の者を選任するよう努める。ただし、地域の実情により75才以上の者を選任する場合は、民生委員推薦会委員長が提出する理由書を踏まえて選任できる
- ・新たに委員の候補者とする者については、高齢者や児童などに関する問題が多様化、深刻化していることを踏まえ、少なくとも2～3期活動してもらえよう、より若い年齢層の候補者の発掘に努めること

〈再任にあたっての留意事項〉

- ・生活困窮者の実態把握と援助活動（福祉票等の整備状況、生活援助活動実施状況、生活福祉資金貸付制度に対する活動状況等）
- ・高齢者、ひとり親、障害者世帯等の実態把握と援助活動の実績
- ・児童委員としての活動（児童及び妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加状況、要保護児童等に対する実態把握及び関係機関への連絡通報、要保護児童連絡協議会（虐待ネットワークを含む）への参画状況等）
- ・福祉事務所、こども家庭センター、保健所その他関係機関の業務に対する協力
- ・各種の報告の提出（民生委員・児童委員活動記録等）
- ・民生委員・児童委員協議会その他関係諸会合への出席
- ・小地区見守り活動等地域福祉推進のための各種の事業・行事等への参加協力
- ・災害時等の要援護者援助活動
- ・共同募金・歳末助け合いその他各種行事に対する参加協力
- ・地域福祉のネットワークづくりに対する参加協力
- ・ボランティア活動振興のための活動
- ・地域における福祉マンパワーとの連携、協力

〈民生委員推薦委員会、民生委員推薦準備会の運営〉

- ・推薦会及び推薦準備会の人選にあたっては、政治的利害その他の利害関係等により委員が委嘱されることのないよう、適任者の確保に十分留意し、運営にも適正に行われるよう配慮する
- ・民生委員法第8条により推薦会委員の構成を遵守すること
- ・民生委員施行令第1条から第7条により推薦会を運営・処理すること
- ・民生委員・児童委員選任要領第4の各号に掲げる事項により推薦会委員を選任し、推薦会の任務及び役割等を十分に果たすこと

<p>各委員 質問意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦会及び推薦準備会の委員に対しては、事前に民生委員・児童委員に関する必要な知識等について周知徹底を図ること <p>【主任児童委員について】</p> <p>〈主任児童委員の適任者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当することから民生委員・児童委員として区域担当とは別に委嘱される ・児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者、又は里親として児童養育の経験がある者 ・学校等の教員の経験を有する者 ・保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者 ・子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA 活動、愛育班活動等の活動実績を有する者 ・上記以外に、児童福祉・子育て支援に関する活動の経験を有する者 ・女性の積極的な登用に努め、少なくとも主任児童委員の定数の半数は女性となるように努める <p>〈年齢要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任、再任とも 55 才未満の者を選任するよう努めること ・ただし、地域の実情により 55 才以上の者を選任しようとする場合には、民生委員推薦委員会長が提出する理由書を踏まえて選任する <p>〈選任に際しての特に留意すべき事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭支援センター等の児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力業務など、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉分野を中心に活動し、子育て家庭や児童との身近な共感性を有することが求められることから、柔軟な指導力や機敏な行動力及び新しい時代感覚を有し、活発な活動が期待できる若年層委員の選任に努めるものとする ・選任に当たっては、現在の民生委員・児童委員の中から選任（委嘱換え）することを妨げるものではないが、原則として第二に掲げる要件を備えた人材の登用に努めるものとする <p>○ 発言、意見なし</p>
---------------------	--

<p>事務局 説明</p>	<p>2 (2) ① 【市の選任基本方針】</p> <p>〈定数の法的根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数基準については、平成 25 年 7 月 8 日付の厚労省通知「民生委員・児童委員の定数基準について」のとおり、民生委員においては、『中核市及び人口 10 万人以上の市の、170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人』、主任児童委員においては、民生委員協議会の規模に応じて『民生委員・児童委員の定数 40 名以上』に該当する。 <p>〈本市民生・児童委員の年齢分布〉</p> <p>民生委員</p> <table border="0"> <tr> <td>40～49 才</td> <td>男 0 名</td> <td>女 2 名</td> <td>計 2 名</td> </tr> <tr> <td>50～59 才</td> <td>男 2 名</td> <td>女 19 名</td> <td>計 21 名</td> </tr> <tr> <td>60～69 才</td> <td>男 19 名</td> <td>女 68 名</td> <td>計 87 名</td> </tr> <tr> <td>70～74 才</td> <td>男 18 名</td> <td>女 56 名</td> <td>計 74 名</td> </tr> <tr> <td>75 才以上</td> <td>男 16 名</td> <td>女 19 名</td> <td>計 35 名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>男 55 名</td> <td>女 164 名</td> <td>計 219 名</td> </tr> </table> <p>主任児童委員</p> <table border="0"> <tr> <td>40～49 才</td> <td>男 0 名</td> <td>女 6 名</td> <td>計 6 名</td> </tr> <tr> <td>50～59 才</td> <td>男 0 名</td> <td>女 5 名</td> <td>計 5 名</td> </tr> <tr> <td>60～64 才</td> <td>男 0 名</td> <td>女 5 名</td> <td>計 5 名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>男 0 名</td> <td>女 16 名</td> <td>計 16 名</td> </tr> </table> <p>〈小学校区ごとの定数、充足率、1 人当たりの世帯数〉</p> <p>充足率は市内全体で 91%。欠員 22 名。定員一人当たりの世帯数は平均 291 世帯となっている。</p> <p>〈欠員地区における一斉改選委に向けた整理状況〉</p> <p>欠員地区が 22 地区。状況としては、今後自治会または地域と調整を予定している。</p>	40～49 才	男 0 名	女 2 名	計 2 名	50～59 才	男 2 名	女 19 名	計 21 名	60～69 才	男 19 名	女 68 名	計 87 名	70～74 才	男 18 名	女 56 名	計 74 名	75 才以上	男 16 名	女 19 名	計 35 名	合計	男 55 名	女 164 名	計 219 名	40～49 才	男 0 名	女 6 名	計 6 名	50～59 才	男 0 名	女 5 名	計 5 名	60～64 才	男 0 名	女 5 名	計 5 名	合計	男 0 名	女 16 名	計 16 名
40～49 才	男 0 名	女 2 名	計 2 名																																						
50～59 才	男 2 名	女 19 名	計 21 名																																						
60～69 才	男 19 名	女 68 名	計 87 名																																						
70～74 才	男 18 名	女 56 名	計 74 名																																						
75 才以上	男 16 名	女 19 名	計 35 名																																						
合計	男 55 名	女 164 名	計 219 名																																						
40～49 才	男 0 名	女 6 名	計 6 名																																						
50～59 才	男 0 名	女 5 名	計 5 名																																						
60～64 才	男 0 名	女 5 名	計 5 名																																						
合計	男 0 名	女 16 名	計 16 名																																						
<p>各委員 質問意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢要件の緩和に関して、75 才以上の再任について。 ○ 本市委員の最高年齢について。 ○ 年齢要件に関して市の方向性。 ○ 児童委員の場合、対象が児童なので高齢すぎると若い世代との価値観の相違から対応が難しい。 																																								

事務局 説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 75 才以上の再任は可。本人の意向、健康状態が良好であることが前提。 ○ 78～79 才が最高齢。 ○ 基本的には県の方針に準ずる方向。 ○ 市としては委員の高齢化は理解している。
事務局 説明	<p>2 (2) ②【推せん準備会について】 〈川西市民生委員推せん準備会規定の説明〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備会の委員は 6 名以内。 本市においては、主に 14 のコミュニティに分類し各地区に準備会を設置。 ・ 準備会にて推薦者を選出いただく。
各委員 質問意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先はどこになるのか。 ○ 準備会について全地区にその実態は存在するのか。 ○ 自治会組織率の低下で、現状を踏襲ではなく、新たな視点が必要。今後検討してほしい。
事務局 説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 14 地区のコミュニティ・自治会長宛てに依頼文を发出。 ○ 今後依頼し組織が発足する。
事務局 説明	<p>2 (3)【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月 13 日推せん会開催 ・ 6 月中旬 自治会に民生委員候補者推薦依頼・コミュニティに推せん準備会候補者推薦依頼 ・ 6 月下旬 推せん準備会候補者市への提出・説明会の実施 ・ 7 月中旬～8 月上旬 各地区日程調整のうえ開催通知発送 ・ 7 月下旬～8 月上旬 各地区推せん準備会開催 ・ 7 月下旬～8 月上旬 新任候補者面談、再任候補者電話確認 ・ 8 月中旬～8 月下旬 推せん会実施 ・ 8 月末 兵庫県へ推薦書提出
各委員 質問意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回自治会等への説明会の実施はあるか ○ 従来の方針での対応では、発掘、欠員が解消できるのか

<p>事務局 報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区により、自治会がない場合は発掘が難しいのではないか ○ 定数を増加させる考えはないか ○ 自治会説明の際、適性等十分に説明をしていただきたい ○ 推せん会にも地域差があるため、十分に説明を行い、理解していただくよう努めるべきではないか ○ 主任児童委員の場合は、自治会に頼ることが困難。委員個人が見つけている状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回も説明会は実施。特に欠員地区は重点的に実施 ○ 定員増にしてもさらに欠員が生じる可能性もありうる 県の方針として、定数増は望めない。現状の定数が妥当と考える ○ 自治会長交代の場合もあり、説明にはきちんと対応していきたい ○ 選考に困った場合は、事務局でも対応可能。相談をしてほしい <p>次回開催は日程調整後、連絡</p>
-------------------	--